

2022年6月1日

株主各位

第72回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
新株予約権等の状況
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
重要な会計方針に係る事項に関する注記

サトーホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.sato.co.jp/about/ir/stockholder/shareholders/index.html>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

なお、上記事項は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成する際に行った監査の対象に含まれておりません。

業務の適正を確保するための体制

1～5頁

内部統制システムに関する基本方針

当社は、世界各国の様々な市場、業界、企業の現場における多種多様な顧客課題に対応することを通じ、顧客価値向上に資することを目指しております。企業の社会的責任を果たし、持続可能な成長を実現するためには、現場の主體的活動と組織運営の両面を支える適切な内部統制システムの構築と確実な運用が重要な要素であると考えています。

また、運用についても取締役会において定期的な検証及び必要な改善措置を講じることにより、内部統制が実効的に機能することを目指してまいります。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレートガバナンス

取締役会は独立社外取締役による透明性の高い監視・監督機能の強化に引き続き取り組むとともに、社外取締役の議長が監査役と連携し、スーパーバイザリーボード機能の充実を図ることを通じ、株主をはじめとするステークホルダーのために実効性のあるコーポレートガバナンスの実践に努める。

監査役は、独立した立場より監査を実施することで取締役の職務執行を監査する。

ガバナンス推進部は当社各部門の職務が法令及び定款等に適合することを確保するため、社内規程の整備を支援し運用管理を実施する。

(2) コンプライアンス

当社の取締役及び使用人は、Mission（使命）、Vision（ビジョン）、Credo（信条）で構成される「サトーグループ企業理念」に則り行動する。

企業理念の下、「三行提報」という独自のナレッジマネジメントシステムを活用し、情報の共有化と報告の文化に基づいた全従業員参加型の透明な経営体制を維持・強化する。

当社は、関係諸法令の改正等の把握及びその遵守の徹底を図るため、コンプライアンス体制の整備を促進すると共に、コンプライアンス違反が生じる恐れがある場合に全従業員が通報することができる窓口を整備する。

内部監査部門は、当社各部門の監査を実施する権限を持ち、定款、社内規程への適合の観点から監査を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程や稟議規程に基づき、重要な会議の議事録や決裁書類を適切に保存管理することとし、情報資産の機密性及び管理要件に応じた区分や管理方法を情報資産管理規程に定め、全社的な情報資産管理体制を構築、適正且つ厳格な情報資産管理に係る体制を整備する。

また、会社情報の正確且つ適時の開示を重視し、開示における社内体制を構築する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を推進する上で取らなければならないリスクについては、業務執行体制の最高意思決定機関である経営会議直下の案件検討委員会において分析・評価・モニタリングを行い、経営会議及び取締役会がその意見を基に審議を行い、経営として迅速且つ適切な意思決定を行う。

その他、会社を運営する上で発生の回避または軽減を必要とする一般リスクについては、リスクマネジメント委員会を定期的開催しグループ全体のリスクを管理する。当委員会ではリスクの洗い出し、リスクヘッジのための予防策、リスク発生時の対応策を決定し、また、重大なリスクが発生あるいは発生の恐れが生じた場合には、必要に応じて、当委員会の下に危機対策本部を設置し、当対策本部が中心となり対応策を協議する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び執行役員の役割分担、各部門の業務分掌、指揮命令系統、職務権限及び意思決定のルールを明確に定める。取締役会で決議すべき重要事項及び報告すべき事項は取締役会規程に定め、それに準ずるグループ会社の経営全般に関する重要事項は、議長である社内非業務執行取締役、CEO、上席執行役員並びにCxOの役職に就く執行役員にて構成される経営会議にて審議・決定される。取締役会及び経営会議にて決定された方針に基づき、執行役員会が具体的な業務執行を司り、また特定課題の討議・報告を行うため各種委員会を経営会議または執行役員会直下に設置する。

当社は、長期基本戦略の下に策定したグループ中期経営計画を周知徹底し、これを個別具体的な戦略に落とし込み、その取り組み状況を含めた進捗を定期的に確認する。当社の経営陣及び主要なグループ会社の責任者は、計画の実施状況について情報を共有し、連携をはかる。

5 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ各社の責任者と会社運営に関する協定書の締結を行い、決算、財務状況その他経営上の重要事項について定期的に当社への報告を義務付ける。また、グループ各社において発生する重要な決裁事項は、関係会社管理規程、その他内部規程に基づき当社で意思決定を行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業推進上のリスクを審議する案件検討委員会、及び事業運営上の一般リスクの未然防止と会社損失の最小化を目的とするリスクマネジメント委員会は、当社のみならずグループ会社におけるリスクをその検討・管理対象とする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するため、当社では関係会社管理規程を整備

し、同規程の下、グループ会社毎に主管部門を定め、主管部門が連結会社経営に関する社内規程に従い、各社の経営管理及び経営指導にあたり、各社には原則として、当社より取締役または監査役を派遣し業務の適正を確保する。

本社管理部門は、グループレベルでの第2線連携体制を構築し、各社業務執行部門に対する実効性のある支援と牽制の強化に取り組む。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

Mission（使命）、Vision（ビジョン）、Credo（信条）で構成される「サトーグループ企業理念」は、海外子会社を含む当社グループ全体で共有されており、当社グループとして「三行提報」システムの活用による全従業員参加型の透明な経営体制の維持・強化を図る。

海外子会社を含む当社グループ全体で、コンプライアンス違反が生じる恐れがある場合に全従業員が通報することができる窓口を当社に整備する

ガバナンス推進部はグループ会社の職務が法令及び定款等に適合することを確保するため、社内規程の整備を支援し運用管理を実施する。内部監査部門は、グループ会社の監査を実施する権限を持ち、定款、社内規程への適合の観点から監査を実施する。

6 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの金融商品取引法における財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示の下、内部統制の整備を行う。ガバナンス推進部は当社及びグループ会社の内部統制の整備を指導・支援し、内部監査部門は整備及び運用の評価を継続的に行う。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が必要とした場合、協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人の異動、評価等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性を確保するものとする。また、当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うものとする。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関し報告を求められたときは、速やかに報告する。当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害または重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを当社監査役に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社監査役に対して定期的に内部通報窓口に対する相談状況の報告を行う。

内部監査部門による監査権限は当社及びグループ各社全てに及び、内部監査規程に基づきその結果を適宜監査役に報告する。

監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。また、監査役は報告された情報を適切に管理する。

9 その他の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、当社及びグループ会社の重要な会議に出席し取締役及び使用人からの業務執行に関する報告や重要事項の審議を聴取できると共に、会議の議事録及び重要な決裁書類を閲覧、調査できる体制を確保する。なお、監査役は当社及びグループ会社を監査するにあたって自由な権限を有する。

当社取締役と監査役は定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役の職務の執行により生ずる費用等の支払いに支障なきよう、予算を設け、監査役から請求があった場合は速やかに処理する。

10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応する。社会的正義を実践するために社内規程等を定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。反社会的勢力に対する対応を統括する部門を設け、関係行政機関や外部専門機関等からの情報収集につとめる。社内に向けて対応方法等の周知をはかり、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備する。

新株予約権等の状況

6～7頁

新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

イ. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 7,030株 (新株予約権1個につき10株)

ロ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 10円 (1株当たり1円)

ハ. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

区分	発行年度	新株予約権の 払込金額	新株予約権の数	目的となる 株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外取締 役を除く)	2013年度	1個当たり 16,420円	262個	2,620株	2名	2013年7月30日から 2043年7月29日まで
	2014年度	1個当たり 26,070円	221個	2,210株	2名	2014年7月30日から 2044年7月29日まで
	2015年度	1個当たり 28,270円	220個	2,200株	3名	2015年7月30日から 2045年7月29日まで

(注) 2016年6月21日開催の第66回定時株主総会で当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入議案が承認可決されましたので、2013年6月21日開催の第63回定時株主総会においてご承認いただきました、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度を廃止しました。これにより、新規のストックオプションの付与は行っておりません。

**連結計算書類作成のための基本となる
重要な事項に関する注記等**
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

8～20頁

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 56社
- ② 主要な連結子会社の名称

株式会社サトー

SATO AMERICA, LLC.

SATO UK LTD.

SATO MALAYSIA ELECTRONICS MANUFACTURING SDN.BHD.

SATO VIETNAM CO., LTD.

ARGOX INFORMATION CO., LTD.

SATO EUROPE GmbH

前連結会計年度において連結子会社であった、SATO PRODUCTIVITY SERVICES MEXICO S.A. de C.V. については、SATO PRODUCTIVITY SOLUTIONS MEXICO S.A. de C.V.を存続会社とし、当該1社を消滅会社とする吸収合併を2021年8月1日に実行しました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社ケイエム、株式会社プライム・ハラ、株式会社T-ROBO）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち SATO SHANGHAI CO., LTD.、ACHERNAR S.A.、ARGOX INFORMATION CO., LTD.、無錫松幸有限公司、OKIL-HOLDING, JSC、及びPRAKOLAR RÓTULOS AUTO-ADESIVOS S.A.他11社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

(資産の評価基準及び評価方法)

① 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

また、一部の在外連結子会社では、国際会計基準に基づき主として公正価値で測定を行っております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

国内連結子会社では、商品及び製品、原材料及び仕掛品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、貯蔵品については最終仕入原価法による原価法により算定しております。また、在外連結子会社では、主として総平均法による低価法によっております。

(固定資産の減価償却の方法)

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～12年

工具器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(引当金の計上基準)

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

連結子会社の従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 製品保証引当金

販売製品のアフターサービス費用の支出に備えるため、保証期間内のサービス費用の発生見込額を、過去の実績に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(退職給付に係る会計処理の方法)

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年から14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

(外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準)

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(ヘッジ会計の方法)

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップ取引については一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、金利通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務、外貨建借入金及び支払利息

③ ヘッジ方針

当社及び連結子会社の外貨建金銭債権債務の決済時における為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行われる為替予約取引、金利通貨スワップについては、キャッシュ・フローを固定化するために、実需に伴う取引に限定して実施し、取引の残高状況を把握し管理しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため有効性の評価は省略しております。また、一体処理によっている金利通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

(のれんの償却方法及び償却期間)

のれんの償却については、対象となる会社毎に7年から10年の定額法により償却を行っております。

(収益及び費用の計上基準)

当社グループは、自動認識ソリューション事業として、電子プリンタ、ラベリングロボット、オートラベラー、一段型ハンドラベラー、多段型ハンドラベラー、ソフトウェア及び関連する保守サービスなどのメカトロ製品、ICタグ・ラベル、シール、ラベル、タグ、チケット、リボン、MCカード、インクなどのサプライ製品の製造、販売を行っております。

メカトロ製品及びサプライ製品の販売は、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断

していることから、当該引渡時点において収益を認識しております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引価格は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引、割戻等を控除した金額で算定しております。これらの取引の対価は、製品の販売時から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

メカトロ製品の販売には、当社製品に関連するクラウドサービスや保守サービスの提供に係るものが含まれております。これらの契約に係る履行義務は、当該サービスについて常時提供可能な状態を契約期間にわたって顧客に提供することと判断しております。したがって、これらの履行義務は時の経過につれて充足されると判断し、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。これらの取引の対価は、契約締結時から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

また一部のメカトロ製品に係る販売において、製品販売に加え保守サービスの販売を含む場合があります。このような契約については、契約に含まれる履行義務を識別したうえで、独立販売価格に基づき取引価格を配分しております。独立販売価格は、予想コストに利益相当額を加算する方法等に基づき算定しております。これらの取引の対価は、契約締結時から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

- ① 控除対象外消費税等の会計処理
控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用としております。
- ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 保証サービスを含む製品販売に係る収益認識

顧客からの注文が製品販売に加えて顧客にサービスを提供する保証(保証サービス)を含む場合、保証サービス部分については、従来は製品出荷時に一括して収益を認識するとともにアフターサービス費用の支出に備えるため引当金を計上していましたが、当連結会計年度よりサービス提供期間にわたり収益を認識し、関連する契約負債を流動負債に計上しております。

(2) 有償支給取引に係る原材料等の認識

有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等の消滅を認識していましたが、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、当該支給品の消滅を認識しないこととしておりま

す。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高が149百万円減少しております。また、当連結会計年度末の原材料及び貯蔵品が855百万円増加、製品保証引当金が902百万円減少し、契約負債が781百万円増加し、流動負債のその他が855百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 1,087百万円

(2) その他の情報

当社は、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の利用等に係る繰延税金資産について、課税所得が生じる可能性を考慮して認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、将来発生する可能性が高い課税所得の発生時期及び金額並びに適用される税率に基づき、回収可能性があるかと判断した金額を算定しております。

将来生じることが見込まれる課税所得の時期及び金額は、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は売上高の回復又は伸張と、発生が見込まれる原価又は費用であります。また、繰延税金資産の計算に使用される税率は、決算日において見込まれる将来の税率であります。将来の売上高及び原価又は費用は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌年度の連結計算書類における減額税金の金額は見積りと異なる可能性があります。また、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消等に係る繰延税金資産の金額は、将来減算一時差異の解消時期及び将来の税率の変更によって減額又は増額される可能性があります。

4. 追加情報

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役等に対し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下、「役員報酬BIP信託」) を導入しております。

(1) 取引の概要

役員報酬BIP信託は、5年毎に「役位」及び「各事業年度における業績目標の達成度」に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度は265百万円及び114,141株であります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、連結納税制度を適用しており、グループ通算制度の適用を前提とした税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の判断を行う必要がありますが、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」の必要な改廃が行われるまでの間は、2020年3月31日に公表された実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いにより改正前の税法の規定に基づいて判断しております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

5. 連結貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額

① 有形固定資産	31,042百万円
② 投資その他の資産「その他」(投資不動産)	25百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	34,921,242株	一株	一株	34,921,242株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	1,334,350株	715株	86,689株	1,248,376株

1. 普通株式の自己株式の株式数の増加715株は、端株の買取請求権に基づき単元未満株式の購入をおこなったことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少86,689株は、端株に関連する売渡請求権に基づく株式の売却30株、株式報酬型ストックオプションの権利行使時の充当による減少16,800株、役員報酬BIP信託口の権利行使時の充当による減少69,859株であります。
3. 普通株式の自己株式には、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式114,141株を含んでおります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	1,181	35	2021年 3月31日	2021年 6月21日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	1,182	35	2021年 9月30日	2021年 12月13日
合計		2,364			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2022年6月17日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議を予定しております。

- | | |
|-------------|------------|
| a) 配当金の総額 | 1,182百万円 |
| b) 1株当たり配当額 | 35円 |
| c) 基準日 | 2022年3月31日 |
| d) 効力発生日 | 2022年6月20日 |
| e) 配当原資 | 利益剰余金 |

(4) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 12,650株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、事業投資計画に照らして必要な資金は銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、一年以内の支払期日であります。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。また、当連結会計年度末において為替予約残高を有しております。
借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 1,479百万円）は下表には含まれておりません。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものに関しては記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時 価 (* 1)	差 額
① 長期借入金 (* 2)	(6,553)	(6,521)	△31

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、奈良県において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
116	100

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額によっております。なお、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合については、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,874円97銭

(注) 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

114,141株

(2) 1株当たり当期純利益金額 112円74銭

(注) 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

128,659株

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社のセグメント別売上高を、製品種類別及び収益認識の時期ごとに分解しております。なお、売上高には顧客との契約から生じた収益のみが含まれております。

(単位：百万円)

セグメント	自動認識ソリューション事業 (日本)	自動認識ソリューション事業 (海外)	合計
主要な財又はサービスのライン			
メカトロ製品	29,560	20,749	50,309
サプライ製品	42,726	31,747	74,474
計	72,287	52,496	124,783
収益認識の時期			
一時点で移転される財 又はサービス	65,557	51,212	116,770
一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	6,729	1,283	8,012
計	72,287	52,496	124,783
外部顧客への売上高	72,287	52,496	124,783

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 (収益及び費用の計上基準)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形及び売掛金	24,878
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形及び売掛金	26,688
契約負債 (期首残高)	5,536
契約負債 (期末残高)	6,820

契約負債は、主として保守サービス契約における顧客からの前受額の残高であり、1年以内又は1年間から7年間までの契約期間にわたり、時の経過につれて履行義務は充足され、収益へと振替えられます。なお、契約負債の増加は主として長期保守契約の新規獲得による影響であります。

残存履行義務に配分した取引価格

2022年3月31日現在、弊社グループが受注済みの製品又はサービスの取引価格のうち、同日現在において顧客に製品の引渡し又はサービスの提供ができていないため収益を認識していない取引価格の総額は6,820百万円です。当社は、当該残存履行義務について、納品又はサービスの提供が行われるにつれて、翌連結会計年度から概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に係る取引価格は、実務上の便法を適用し上記金額には含めておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得する株式の種類 普通株式
- ② 取得する株式の総数 2,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合5.9%)
- ③ 株式の取得価額の総額 2,500,000,000円 (上限)
- ④ 取得期間 2022年5月11日～2023年3月31日まで
- ⑤ 取得方法 東京証券取引所における市場買付

重要な会計方針に係る事項に関する注記
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

21～29頁

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、発生年度の翌事業年度より平均残存勤務期間以内の一定年数（6年）による定額法により処理しております。

④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として子会社からのグループ運営収入、受取賃貸料及び受取配当金であります。グループ運営収入は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップ取引については一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、金利通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務、外貨建借入金及び支払利息

③ ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務の決済時における為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行われる為替予約取引、金利通貨スワップについては、キャッシュ・フローを固定化するために、実需に伴う取引に限定して実施し、取引の残高状況を把握し管理しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため有効性の評価は省略しております。また、一体処理によっている金利通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

(8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は当事業年度の費用としております。

③ 連結納税制度の適用

当社は当社を連結納税主体とする連結納税制度を適用しております。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、連結納税制度を適用しており、グループ通算制度の適用を前提とした税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の判断を行う必要がありますが、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」の必要な改廃が行われるまでの間は、2020年3月31日に公表された実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いにより改正前の税法の規定に基づいて判断しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累計的影響額を、当事業年度の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高及び当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 1,011百万円

(2) その他の情報

当社は、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消等に係る繰延税金資産について、課税所得が生じる可能性を考慮して認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、将来発生する可能性が高い課税所得の発生時期及び金額、将来減算一時差異の解消見込み年度のスケジューリング並びに適用される税率に基づき、回収可能性があるかと判断した金額を算定しております。

将来生じることが見込まれる課税所得の時期及び金額は、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は、連結納税対象会社における売上高の回復又は伸長及び発生が見込まれる原価又は費用と、当社の営業収益に関してグループ会社から運営収入として受け取ると予想される額であります。また、将来減算一時差異の解消見込み年度のスケジューリングについては、主な将来減算一時差異である関係会社株式評価損について、税務上の損金算入時期が明確になっていないため、スケジューリング不能としております。繰延税金資産の計算に使用される税率は、決算日において見込まれる将来の税率であります。

連結納税対象会社における将来の売上高及び原価又は費用並びに当社の営業収益に関してグループ会社から運営収入として受け取ると予想される額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌年度の計算書類における減額税金の金額は見積りと異なる可能性があります。また、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消等に係る繰延税金資産の金額は、グループ会社の再編などによって税務上の損金算入が確実になることや、将来の税率の変更によって増額又は減額される可能性があります。

4. 追加情報

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役等に対し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託」(以下、「役員報酬BIP信託」)を導入しております。

なお、取引の概要等につきましては、「連結注記表4. 追加情報」をご参照ください。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産 5,046百万円

(2) 保証債務

関係会社の銀行借入金に対する保証

Likoflex CO., LTD. 1,779百万円

SATO UK LTD. 1,038百万円

OKIL-SATO X-Pack Co., LTD. 959百万円

その他 54百万円

計 3,831百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 26,461百万円

短期金銭債務 22,402百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益 11,757百万円

業務委託費 188百万円

その他の営業取引高 7百万円

② 営業取引以外の取引による取引高

受取利息 10百万円

その他の営業取引以外の取引高 13百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 1,248,376株

自己株式には、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式(114,141株)を含んでおります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	3,887百万円
減価償却超過額	592百万円
会社分割による子会社株式	240百万円
退職給付引当金	184百万円
過大費用否認	94百万円
資産除去債務	69百万円
貸倒引当金	61百万円
有価証券評価損	52百万円
未払事業税等	37百万円
前払費用	26百万円
繰延消費税等	19百万円
賞与引当金	12百万円
自己株式交付引当金	11百万円
新株予約権	8百万円
その他	16百万円
繰延税金資産小計	5,315百万円
評価性引当額	△4,045百万円
繰延税金資産合計	1,270百万円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△231百万円
子会社株式為替差益	△14百万円
その他	△12百万円
繰延税金負債合計	△258百万円
繰延税金資産純額	1,011百万円

(2) 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
外国子会社からの受取配当等の益金不算入額	△19.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.1%
評価性引当額の増減	6.3%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.5%

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社サトー	東京都港区	4,000	サプライ製品製造販売 メカトロ製品製造販売	所有直接100%	経営指導の受託 不動産及びソフトウェアの使用権貸与 資金の受け入れ 従業員の 出向 役員の兼任3名	資金の預り (注1) グループ運営収入 (注2) 受取賃貸料 (注3) 受取利息 (注4) 子会社債務の支払代行 (注5) 子会社債権の回収代行 (注6) 従業員給与の支給代行 (注7)	— 6,943 2,060 7 43,467 6,642 13,416	預り金 未収入金 未収入金 預り金 未収入金 預り金 立替金	7,653 48 188 — 11,203 — 1,550
子会社	サトーヘルスケア株式会社	東京都港区	50	医療分野におけるソリューションの企画・提案ならびにメカトロ製品販売、サプライ製品販売	所有直接100%	経営指導の受託 不動産及びソフトウェアの使用権貸与 資金の受け入れ 従業員の 出向 役員の兼任1名	資金の預り (注1)	—	預り金	2,094
子会社	SATO UK LTD.	イギリス	6,156	サプライ製品製造販売 メカトロ製品販売	所有直接100%	当社製品の製造及び販売	銀行借入に対する保証 (注8)	(保証額) 1,038	—	—
子会社	Likoflex Co., LTD.	ロシア	0	サプライ製品製造	所有間接75%	当社製品の製造	銀行借入に対する保証 (注9)	(保証額) 1,779	—	—
子会社	OKIL-SATO X-Pack Co., LTD.	ロシア	169	サプライ製品製造販売	所有間接60%	当社製品の製造及び販売	銀行借入に対する保証 (注10)	(保証額) 959	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の預りについては、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略しております。
- (注2) グループ運営収入については、子会社に対する経営に関する助言・ブランドロイヤリティに対する対価であり、毎期交渉の上、決定しております。
- (注3) 受取賃貸料については、子会社に対する不動産・ソフトウェアの使用権貸与に対する対価であり、毎期交渉の上、決定しております。
- (注4) 受取利息については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注5) 子会社債務の支払代行については、仕入・経費等の支払代行を行ったものです。
- (注6) 子会社債権の回収代行については、売上債権の回収代行を行ったものです。
- (注7) 従業員給与について支払代行を行ったものです。
- (注8) SATO UK LTD.の銀行借入（1,038百万円）に対する保証を行ったものであります。なお、保証料は受領していません。
- (注9) Likoflex Co., LTD.の銀行借入（1,779百万円）に対する保証を行ったものであります。なお、保証料は受領していません。
- (注10) OKIL-SATO X-Pack Co., LTD.の銀行借入（959百万円）に対する保証を行ったものであります。なお、保証料は受領していません。

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,391円69銭

(注) 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数 114,141株

(2) 1株当たり当期純利益金額 63円73銭

(注) 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数 128,659株

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得する株式の種類 普通株式
- ② 取得する株式の総数 2,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合5.9%)
- ③ 株式の取得価額の総額 2,500,000,000円 (上限)
- ④ 取得期間 2022年5月11日～2023年3月31日まで
- ⑤ 取得方法 東京証券取引所における市場買付